

第10回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月25日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）

開催場所

東京都港区東新橋一丁目6番3号
ザ ロイヤルパークホテルアイコニック東京汐留
25階「しおさい」

議 案

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2024年6月24日（月曜日）午後6時まで



株主各位

証券コード 9268
(発送日) 2024年6月7日
(電子提供措置開始日) 2024年6月3日

東京都港区芝二丁目5番6号
株式会社オプティマスグループ
代表取締役社長 山中 信哉

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置を取っており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.optimusgroup.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家の皆様へ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9268/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト】（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「オプティマスグループ」又は「コード」に当社証券コード「9268」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月24日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面の郵送による場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による場合】

当社指定の議決権行使webサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスし、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力 of うえ、上記の行使期限までにご送信ください。なお、インターネットによる議決権行使の方法については、4頁から5頁をご覧ください。

敬 具

記

- ▶ **日 時** 2024年6月25日（火曜日）午前10時
- ▶ **場 所** 東京都港区東新橋一丁目6番3号
ザ ロイヤルパークホテルアイコニック東京汐留 25階「しおさい」
- ▶ **目的事項**
- 報告事項**
 1. 第10期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第10期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項**
 - 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第2号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件
- ▶ **招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）**
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1》株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日時 2024年6月25日（火曜日）午前10時

場所 ザ ロイヤルパークホテルアイコニック東京汐留
25階「しおさい」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

2》郵送で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2024年6月24日（月曜日）午後6時到着分まで

3》インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから次頁に記載の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2024年6月24日（月曜日）午後6時入力完了分まで

詳細は次頁をご覧ください

重複して議決権を行使された場合のお取扱い

- ※ 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- ※ インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使といたします。

インターネットによる議決権行使に際しては、以下の事項をご了承のうえ、ご行使ください。

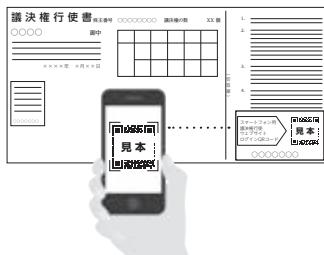
- ・株主様のインターネットご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もございます。
- ・インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



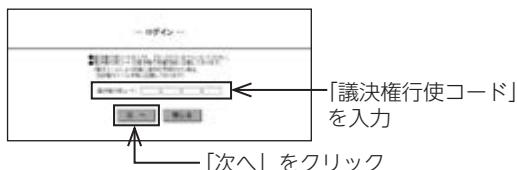
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

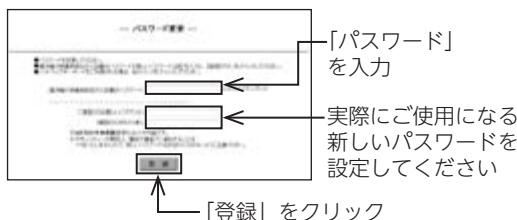
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使
に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話番号 **0120-768-524** (フリーダイヤル)
(ご利用時間 午前9時～午後9時(年末年始を除く))

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しておりま
す。また、独立社外役員を中心に構成する指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会から妥当である旨の答申を得て
おります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	<small>やまなか のぶや</small> 山中 信哉	代表取締役社長	再任
2	ロバート・アンドリュー・ヤング	取締役	再任
3	マーティン・フレイザー・マッカラック	取締役	再任
4	ジョン・スタータリ	取締役	再任
5	<small>いわおか ひろあき</small> 岩岡 廣明	取締役	再任

再任 再任取締役候補者

**生年月日**

1960年2月13日

所有する当社の株式数

3,081,770株

在任年数

9年

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1988年 4月 (株)日貿・ジャパントレーディング (現 (株)日貿) 設立 代表取締役社長就任 (現任)

2015年 1月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任)

重要な兼職の状況

(株)日貿 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

山中信哉氏は、当社グループの創設者及び当社の代表取締役社長として長年にわたり当社グループ全体の経営をけん引し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。また、中古自動車の貿易事業に係る長い経験と企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。

上記の理由により、当社は、山中信哉氏が取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

**生年月日**

1972年5月5日

所有する当社の株式数

2,097,990株

在任年数

9年

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1998年 7月 Vehicle Solutions Limited取締役就任
2002年 3月 (株)日貿・ジャパントレーディング (現 (株)日貿) 入社 ゼネラルマネージャー
2004年 5月 Nichibo Trading Company New Zealand Limited取締役就任
2004年 9月 Auto Advance Finance Limited取締役就任 (現任)
2008年12月 Trade Cars Limited取締役就任 (現任)
2009年 4月 Auto Finance Direct Limited設立取締役就任 (現任)
2010年 5月 Universal Property Limited取締役就任 (現任)
2013年 5月 (株)日貿取締役就任 (現任)
2015年 2月 Universal Finance Company Limited取締役就任 (現任)
2015年 6月 当社取締役就任 (現任)
2018年 8月 Optimus Group New Zealand Limited取締役就任 (現任)
2022年10月 Imported Motor Vehicle Industry Association理事就任 (現任)

重要な兼職の状況

(株)日貿 取締役

Universal Finance Company Limited 取締役

取締役候補者とした理由

ロバート・アンドリュー・ヤング氏は、ニュージーランドの自動車業界での豊富な経験から培った企業経営に関する高い見識を有しております。2004年にAuto Advance Finance Limited取締役に就任して以来、主に当社グループのサービス事業における統括を担当し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。

上記の理由により、当社は、ロバート・アンドリュー・ヤング氏が取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

**生年月日**

1972年1月6日

所有する当社の株式数

2,097,990株

在任年数

9年

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1988年 6月 JENNERS CUSTOMS & FREIGHT LIMITED入社
1991年 9月 McCathie Customs Limited (現 McCullough LIMITED) 入社
1999年 9月 同社取締役就任
2002年 8月 NCC Car Carriers Limited取締役就任
2012年 2月 Dolphin Shipping Agencies Limited (現 Dolphin Shipping New Zealand Limited) 取締役就任 (現任)
2015年 2月 Universal Finance Company Limited取締役就任
2015年 3月 Compass Auto Logistics Limited取締役就任
2015年 6月 当社取締役就任 (現任)
2016年 2月 コンパス・ロジスティクス(株)代表取締役就任
2016年 3月 Fasttrack Automotive Compliance 2006 Limited取締役就任 (現任)
2018年 8月 Optimus Group New Zealand Limited取締役就任 (現任)
2018年 9月 Optimus Group Australia Pty Ltd取締役就任 (現任)
2023年 4月 Auto Advance Finance Australia Pty Ltd取締役就任 (現任)

重要な兼職の状況

Dolphin Shipping New Zealand Limited 取締役

取締役候補者とした理由

マーティン・フレイザー・マッカラック氏は、ニュージーランドの自動車業界での豊富な経験から培った企業経営に関する高い見識を有しております。2002年にNCC Car Carriers Limited取締役に就任して以来、主に当社グループの物流事業における統括を担当し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。

上記の理由により、当社は、マーティン・フレイザー・マッカラック氏が取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

**生年月日**

1967年7月24日

所有する当社の株式数

30,000株

在任年数

2年

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1997年 2月	Proton Cars Australiaアフターセールスマネージャー就任
2002年 7月	Proton Cars Australia取締役社長就任
2005年 1月	Lotus Cars Australia取締役社長就任
2012年12月	Citroen Automobiles Australia取締役就任
2013年10月	Peugeot Automobiles Australia取締役就任
2018年 7月	Deloitte Australiaパートナー就任
2021年 1月	Optimus Group Australia取締役就任 (現任)
	Dolphin Shipping Australia Pty Ltd取締役就任 (現任)
	Global Carz Pty Ltd取締役就任 (現任)
	OzCar Pty Ltd非常勤取締役就任 (現任)
2022年 1月	Blue Flag Pty Ltd非常勤取締役就任 (現任)
2022年 6月	当社取締役就任 (現任)
2023年 4月	Auto Advance Finance Australia Pty Ltd取締役就任 (現任)
2023年 8月	IWholesaleCars Pty Ltd取締役就任 (現任)
	Car Empire Pty Ltd取締役就任 (現任)
	Auto Edge Australia Pty Ltd取締役就任 (現任)
2023年12月	Autopact Pty Ltd取締役就任 (現任)

重要な兼職の状況

Autopact Pty Ltd 取締役

取締役候補者とした理由

ジョン・スタータリ氏は、当社が戦略的成長市場と位置付けるオーストラリアで、長年に亘って自動車関連会社及び大手コンサルティング会社で自動車産業に携わり、事業会社の取締役等の経験から培った企業経営に関する高い見識を有しております。2022年6月に当社取締役に就任して以来、主に当社グループのオーストラリア事業における統括を担当し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。

上記の理由により、当社は、ジョン・スタータリ氏が取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



生年月日

1958年5月1日

所有する当社の株式数

10,000株

在任年数

4年

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月	三井物産(株)入社
2002年 5月	同社経理部総合企画室兼C F O企画部システム統括室長
2002年12月	同社経営改革推進部コーポレートプロセス室長
2005年 1月	欧州三井物産(株) R e g i o n a l C F O就任 (兼務) ドイツ三井物産(有)取締役C F O就任
2009年12月	三井物産(株)金属事業管理室長兼金属業務部連結経営支援室長
2013年10月	(出向) 三井物産スチール(株)常務取締役管理本部長C F O就任
2015年11月	(兼務) 三井物産鋼材販売(株) (現 NST三鋼販(株)) 常務取締役管理本部長C F O就任
2018年 6月	当社常勤監査等委員社外取締役就任
2020年 6月	当社取締役就任 (現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

岩岡廣明氏は、長年にわたり経理、財務業務に従事し、C F Oを務めるなど、財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、海外を含めた事業会社での監査役(株三井物産レザー販売、Mitsui Automotive Europe B.V.、(株)トランス・フリート(現 物産ロジスティクスソリューションズ(株))、三井物産メタルズ(株)等)、取締役等の豊富な経験から培った企業経営に関する高い見識を有しております。2018年6月に当社取締役に就任して以来、主に当社グループの財務・経理・人事総務における統括を担当し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。

上記の理由により、当社は、岩岡廣明氏が取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. [再任]は再任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 岩岡廣明氏を除く各候補者は、現に当社の子会社の業務執行者であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

第2号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

なお、本議案は、独立社外役員を中心に構成する指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会から妥当である旨の答申を得ております。

また、社外取締役候補者全員（4名）については、当社の定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位
1	いとう まや 伊藤 真弥	取締役 監査等委員
2	ながさき のぶお 長崎 伸郎	取締役 監査等委員
3	ふせ のぶあき 布施 伸章	取締役 監査等委員
4	おさだ ふとし 長田 太	取締役 監査等委員

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

**生年月日**

1976年12月28日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

5年

取締役会出席状況

15/15回

監査等委員会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位及び担当

2002年10月 弁護士登録西村あさひ法律事務所入所
2007年7月 (株)みずほコーポレート銀行出向
2010年4月 駿河台大学法科大学院非常勤講師
2012年8月 (独) 中小企業基盤整備機構中小企業大学校講師
2016年1月 西村あさひ法律事務所パートナー就任(現任)
2019年6月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)
2021年4月 ヒューマンライフコード(株)社外監査役就任(現任)
2021年6月 ネットワンシステムズ(株)社外取締役就任(現任)
2023年4月 (株)ジェイ・ウィル・コーポレーション社外取締役(監査等委員)就任(現任)

重要な兼職の状況

西村あさひ法律事務所 パートナー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

伊藤真弥氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

上記の理由により、当社は、伊藤真弥氏が、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

**生年月日**

1955年6月28日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

4年

取締役会出席状況

15/15回

監査等委員会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位及び担当

1978年4月 トヨタ自動車工業(株)(現トヨタ自動車(株))入社
2001年1月 出向 トヨタモーターオーストラリア 経理担当副社長就任
2003年1月 出向 トヨタモーター欧州製造統括会社 経理担当執行役員就任
2008年1月 トヨタ自動車(株) 関連事業部長就任
2010年4月 あいおい損害保険(株)(現あいおいニッセイ同和損害保険(株))入社 経理担当執行役員就任
2011年2月 (株)マルカキカイ(現(株)マルカ)社外監査役就任
2016年2月 同社社外取締役就任
2016年4月 あいおい損害保険(株)(現あいおいニッセイ同和損害保険(株))専務執行役員就任
2018年3月 同社退社
2020年6月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)

重要な兼職の状況

(株)日貿 監査役

(株)JEVIC 監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長崎伸郎氏は、自動車製造業・損害保険業において、オーストラリア・欧州での勤務も含めた人事・経理・関連事業管理・内部監査等の管理業務に従事し、また経営者としての経験も豊富であり、幅広い経験で培ったバランス感覚と監査業務を含めた高い見識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。

上記の理由により、当社は、長崎伸郎氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

**生年月日**

1965年7月1日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

4年

取締役会出席状況

15/15回

監査等委員会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位及び担当

1988年4月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所
2002年7月 同監査法人パートナー就任企業会計基準委員会専門研究員、金融庁企業会計審議会監査部会専門委員、日本公認会計士協会理事等を歴任
2015年11月 同監査法人退所
2015年12月 布施公認会計士事務所開設 所長就任(現任)
2016年7月 合同会社会計・監査リサーチセンター設立 代表社員就任(現任)
2018年4月 NFパートナーズ合同会社設立 代表社員就任(現任)
2020年6月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)

重要な兼職の状況

布施公認会計士事務所 所長
合同会社会計・監査リサーチセンター 代表社員
NFパートナーズ合同会社 代表社員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

布施伸章氏は、長年にわたる監査法人での会計監査業務経験に加え、日本の会計基準の策定に関与されており、また公認会計士及び中小企業診断士としての優れた専門性を以て、企業会計面に留まらず多くの企業の健全運営に貢献されていることから、会計の高度な専門性と企業運営支援の幅広い知見を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。

上記の理由により、当社は、布施伸章氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



生年月日

1954年6月11日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

2年

取締役会出席状況

15/15回

監査等委員会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位及び担当

1978年4月	運輸省(現 国土交通省)入省
2004年7月	同省港湾局管理課長就任
2011年9月	同省航空局長就任
2012年9月	内閣官房審議官(総合海洋政策本部事務局長)就任
2014年10月	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)顧問就任
2015年5月	(公財)交通研究協会 理事就任(現任)
2015年6月	成田国際空港(株)専務取締役就任
2017年6月	同社代表取締役副社長就任
2019年6月	(一財)日本気象協会代表理事理事長就任
2020年3月	(公財)日本海難防止協会理事就任
2022年6月	当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)
2022年6月	(一財)航空交通管制協会 評議員就任(現任)
2023年6月	(一財)日本気象協会 最高執行責任者就任(現任)

重要な兼職の状況

(一財)日本気象協会 最高執行責任者

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

長田太氏は、長年にわたる交通行政の経験に加え、企業経営の経験も豊富であり、幅広い経験で培ったバランス感覚と、交通事業から行政、法務、組織運営に及ぶ高い見識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。

上記の理由により、当社は、長田太氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. [再 任]は再任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 伊藤真弥氏、長崎伸郎氏、布施伸章氏及び長田太氏は、社外取締役候補者であります。
4. 伊藤真弥氏、長崎伸郎氏、布施伸章氏及び長田太氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。伊藤真弥氏の在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。長崎伸郎氏及び布施伸章氏は、本総会終結の時をもって4年となります。長田太氏は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、伊藤真弥氏、長崎伸郎氏、布施伸章氏及び長田太氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の20頁に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、伊藤真弥氏、長崎伸郎氏、布施伸章氏及び長田太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。長崎伸郎氏、布施伸章氏及び長田太氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。伊藤真弥氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断しておりますが、所

属する法律事務所の方針により、独立役員として指定、届出は行いません。
 なお、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト
 (<https://www.optimusgroup.co.jp/ir/management/independence/>) に掲載しております。

<ご参考>

本定時株主総会において、第1号議案及び第2号議案が原案のとおり承認可決された場合の取締役会の構成及び当社
 が取締役に期待する主な専門性と知見は以下のとおりです。

	当社における地位 (予定)	企業 経営	当社 事業	国際性	IT・DX	マーケ ティング	販・計・ 務	法務・ 制度	内部 統制	主な経歴・資格等
山中 信哉	代表取締役社長	○	○	○		○			○	
ロバート アンドリュース ヤング	取締役	○	○	○	○	○				
マーティン フレイザー マッカラック	取締役	○	○	○	○	○				
ジョン スタータリ	取締役	○	○	○	○	○				
岩岡 廣明	取締役	○	○	○	○		○	○	○	
長崎 伸郎	取締役 (監査等委員/社外/常勤)	○	○	○			○	○	○	
伊藤 真弥	取締役 (監査等委員/社外)			○				○		弁護士
布施 伸章	取締役 (監査等委員/社外)						○		○	公認会計士
長田 太	取締役 (監査等委員/社外)	○						○		元国土交通省航空局長 (一財)日本気象協会最高執行責任者

※上記一覧表は、各人の有する全ての専門性や知見を表すものではありません。

以 上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、欧米を中心にインフレもピークアウトしたとみられ、長らく続いた金融引き締め政策の転換も予想される一方で、ウクライナを始めとする地政学リスクの継続など、世界経済の不確実性が高い状況は続いています。

当社グループの事業の中核市場であるニュージーランドや今後の成長市場と位置付けるオーストラリアにおいては、いずれにおいても、欧米同様にインフレの鈍化は見られるものの、物価高と金利高の共存状態が長期化しています。また、欧米等の主要国景気や最大輸出国である中国経済を巡る不透明感の高まりもあり、全体的に弱含みの様相です。そのような経済環境下において、ニュージーランドの中古自動車市場は、前年度の断続的な政策金利の上昇により生じた市中の在庫調整局面からの反動やコロナ禍後の移民流入増などの影響もあり、同期間での中古自動車輸入数量は、前連結会計年度を上回る水準で推移しました。

このような環境下、ニュージーランドにおける当社グループの事業では、近年の市場シェア拡大を背景に、中古自動車の需要を引き続き確りと捉えて成約台数は順調に推移しております。一方、前期から続くオセアニア向け中古自動車輸送の船腹不足や港湾荷混みは完全な解消には至っていませんが、当社グループでは輸送手段に工夫を重ねた結果、成約済み未船積み車両の船積みが相応に進み、貿易セグメントの(株)日貿における当連結会計年度輸出版売台数は前年同期比46.9%増の65,037台を記録しました。物流セグメントの中核事業子会社である Dolphin Shipping New Zealand Limited においては(株)日貿での輸出台数増加等の影響を受け、セグメント売上の大部分を占めるニュージーランド向けの輸送台数が54,002台と前年同期比51.9%増加しました。サービスセグメントにおいては、中古自動車卸売事業子会社である Trade Cars Limited で販売台数は前年同期比で10.0%増加したものの、販売単価は前年同期を下回ったため、同社の売上高は前年同期比で減収となりました。検査セグメントにおいては、ニュージーランド向けの船積前検査数量が83,295台と前年同期比36.0%増となり、他地域向けの検査数量増加とあわせて前年同期比で増収となりました。当連結会計年度より重要性が増したため新設したオーストラリアセグメントにおいては、Dolphin Shipping Australia Pty Ltdにおいて日本からの輸出台数が前年同期比で16.8%増加し、また、第3四半期連結会計期間末より連結子会社化した Autopact Pty Ltdの売上も寄与して前年同期比で大幅増収となりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高1,239億34百万円（前年同期比125.5%増）、営業利益68億89百万円（同132.5%増）、経常利益52億35百万円（同96.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益28億54百万円（同23.0%増）となりました。

なお、2022年10月1日に行われたBlue Flag Pty Ltdとの企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度において確定しております。この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されており、この見直し反映後の前連結会計年度の数値に基づき前年同期比較を行っております。

	第9期 (2023年3月期)	第10期 (2024年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	54,953	123,934	68,980増	125.5%増
営業利益	2,963	6,889	3,925増	132.5%増
経常利益	2,669	5,235	2,566増	96.1%増
親会社株主に帰属する当期純利益	2,321	2,854	533増	23.0%増

セグメント別の状況は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度から、当社グループは、セグメント情報における報告セグメントを従来「貿易」、「物流」、「サービス」及び「検査」の4区分としておりましたが、オーストラリアモデルに基づく事業推進を行う体制が整い、今後オーストラリアでの事業の重要性が高まることから、オーストラリア事業を1つの報告セグメントとして独立させ、「貿易」、「物流」、「サービス」、「検査」及び「オーストラリア」の5区分に変更しております。

上記のセグメント変更に伴い、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の区分に基づき作成したものを開示しております。

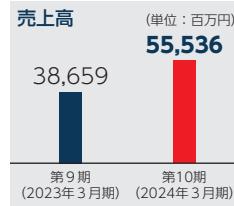
貿易セグメント

売上高

555億36百万円

(前連結会計年度比43.7%増)

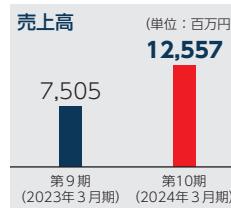
貿易セグメントにおきましては、前述のように販売台数は増加した一方、仕入価格高騰の鎮静化にともない販売単価は低下しました。この結果、売上高555億36百万円（前年同期比43.7%増）、セグメント利益21億56百万円（同62.9%増）となりました。



物流セグメント

売上高
125億57百万円
(前連結会計年度比67.3%増)

物流セグメントにおきましては、前述のように中核子会社であるDolphin Shipping New Zealand Limitedの輸送台数は増加し、輸送単価も上昇したため、売上高は125億57百万円（前年同期比67.3%増）、セグメント利益は15億99百万円（同115.6%増）となりました。



サービスセグメント

売上高
107億11百万円
(前連結会計年度比3.3%増)

サービスセグメントにおきましては、前述のように中古自動車卸売業子会社であるTrade Cars Limitedの売上減少を、自動車ローン業務を担うAuto Finance Direct Limitedでの金利収入増加等でカバーし、売上高は107億11百万円（前年同期比3.3%増）、セグメント利益7億87百万円（同90.2%増）となりました。



検査セグメント

売上高
61億99百万円
(前連結会計年度比48.2%増)

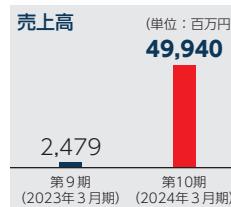
検査セグメントにおきましては、前述のようにニュージーランド向けの船積前検査数量が増加し、他地域向け検査数量も増加したため、売上高61億99百万円（前年同期比48.2%増）、セグメント利益11億95百万円（同211.9%増）となりました。



オーストラリアセグメント

売上高
499億40百万円
(前連結会計年度比1,914.0%増)

オーストラリアセグメントにおきましては、前述のようにDolphin Shipping Australia Pty Ltdにおいて輸送台数は前年同期比で増加し、また、第3四半期連結会計期間末より連結子会社化したAutopact Pty Ltdが売上の増加に寄与しました。一方で、のれん等の償却費負担が増加したため、売上高は499億40百万円（前年同期比1,914.0%増）、セグメント利益は12億75百万円（同1,137.4%増）となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額1,061百万円（無形資産への投資を含む）であり、その主なものは、以下のとおりです。

- ・貿易セグメント：事務所改修工事等 40百万円
- ・検査セグメント：検査業務管理システム構築等 59百万円
- ・オーストラリアセグメント：社用車・ディーラー店舗設備等 711百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中においては、Autopact Pty Ltd買収資金として、金融機関よりシンジケーションによるタームローンにて230億円の資金調達を行いました。

④ 重要な組織再編等の状況

当社はAutopact Pty Ltdの発行済株式の91.7%を取得し、2023年11月24日をもって連結子会社（同社傘下の子会社26社含む）といたしました。

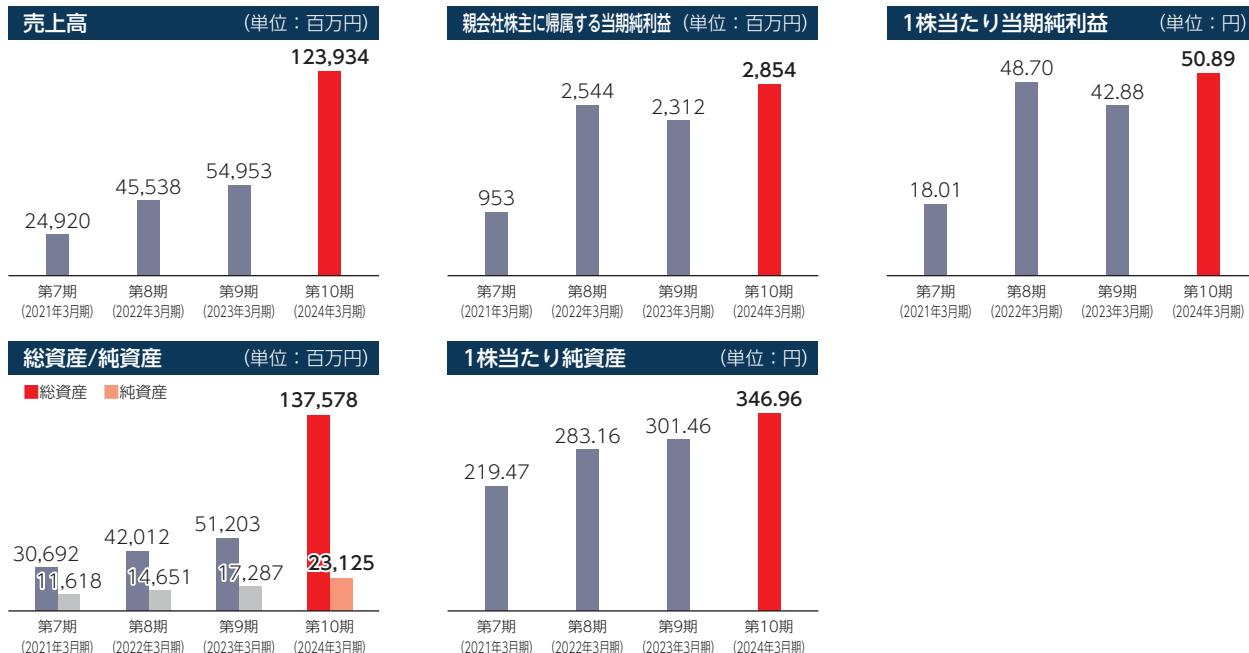
当社の子会社であるOptimus Group Australia Pty Ltd（以下、OPTAU）は、現地企業と合弁会社 Car Empire Pty Ltdを同年6月16日付で、IWholesaleCars Pty Ltdを同6月23日付で設立しそれぞれ持分法適用会社としております。なお、OPTAUの持株比率はいずれも30%であります。

当社の子会社であるOptimus Group New Zealand Limitedは、Auto Trader Media Group Limitedの発行済株式の51%を取得し、2023年12月1日をもって同社を連結子会社といたしました。

なお、Autopact Pty LtdおよびAuto Trader Media Group Limitedについては、2023年12月31日をみなし取得日として連結しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

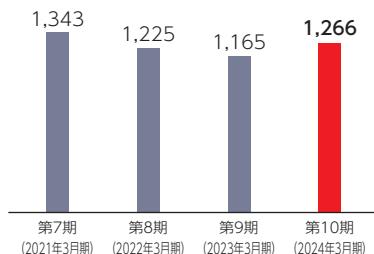


	第7期 (2021年3月期)	第8期 (2022年3月期)	第9期 (2023年3月期)	第10期 (当期) (2024年3月期)
売上高	(百万円) 24,920	45,538	54,953	123,934
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円) 953	2,544	2,312	2,854
1株当たり当期純利益	(円) 18.01	48.70	42.88	50.89
総資産	(百万円) 30,692	42,012	51,203	137,578
純資産	(百万円) 11,618	14,651	17,287	23,125
1株当たり純資産	(円) 219.47	283.16	301.46	346.96

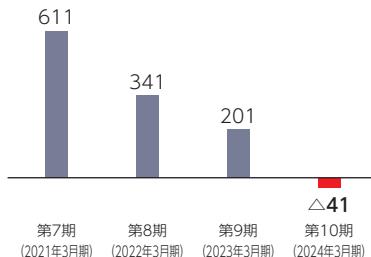
- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っており、また、2024年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っております。第7期(2021年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
 4. 第10期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第9期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

② 当社の財産及び損益の状況

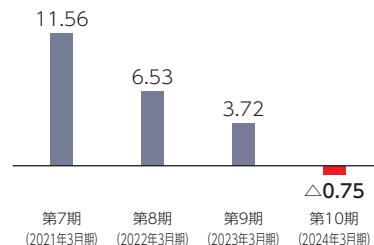
営業収益 (単位：百万円)



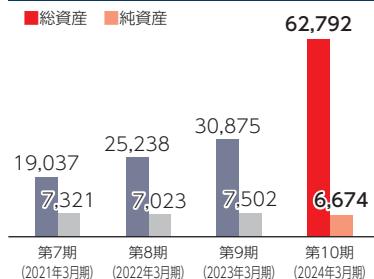
当期純利益 (単位：百万円)



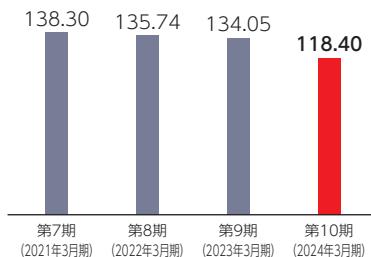
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第7期 (2021年3月期)	第8期 (2022年3月期)	第9期 (2023年3月期)	第10期 (当期) (2024年3月期)
営業収益	(百万円)	1,343	1,225	1,165	1,266
当期純利益又は損失(△)	(百万円)	611	341	201	△41
1株当たり当期純利益又は損失(△)	(円)	11.56	6.53	3.72	△0.75
総資産	(百万円)	19,037	25,238	30,875	62,792
純資産	(百万円)	7,321	7,023	7,502	6,674
1株当たり純資産	(円)	138.30	135.74	134.05	118.40

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っており、また、2024年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っております。第7期(2021年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社日貿	10百万円	100.0	中古自動車の仕入れ及び輸出販売
Universal Finance Company Limited	53百万ニュージーランドドル	100.0	サービス事業における子会社の統括
Dolphin Shipping New Zealand Limited	3百万ニュージーランドドル	100.0	中古自動車の非船舶運航
株式会社JEVIC	10百万円	100.0	中古自動車の輸出前検査
Autopact Pty Ltd	96百万オーストラリアドル	91.7	新車及び中古自動車の販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは持続的な成長を実現するため、以下の項目を会社の対処すべき重要な経営課題と認識し、鋭意取り組んでまいります。

① 既存事業の収益力強化

当社グループは、ニュージーランド向けの中古自動車輸出をコアとして、輸出に係る検査・検疫、海上輸送、車検、販売、ローン、メンテナンスなどにかかわる各種の事業を一貫して行うことを強みとし、収益の源泉としております。当社グループが今後同国以外の地域で新たな事業を展開する中であっても、同国に関する既存事業は引き続き当社グループにとって主要な事業であります。同国においては常に一定水準のマーケットシェアを確保しつつ、エンドユーザー向けなど事業領域を拡大することによって既存事業の収益力を一層強化することが重要な経営課題と認識しております。

② 新規事業による成長

当社グループは、リスク分散を図りながら持続的な成長を実現するため、オーストラリアを中心に、ニュージーランド以外の地域で市場特性を踏まえた新たな事業を展開することを目指しております。当期においては、オーストラリアで大手新車ディーラーを買収するなど積極的に戦略的な投資を行い、事業の機会創出と多角化を進めてまいりました。新たな事業を中心にプラットフォームを形成し、事業間で相乗効果を発揮することで、ニュージーランド以外の地域でも確固たるポジションを築き、持続的な成長を遂げることが重要な経営課題と認識しております。

③ 効率化追求による経営コストの削減

当社グループは、急速な成長に伴って事業運営体制を強化しております。更なる成長に向けて、各事業の人材・システム・施設などのリソースを見直して有効活用を図ること、グループ内の共通業務の統合などを通じて効率化を図りつつ経営コストを削減することは重要な経営課題と認識しております。

また、当社グループの持続的な成長を実現するため、財務体質を強化して資本効率を向上させること、今後一層旺盛になることが見込まれる資金需要に応えるために資金の現地調達を進めることも重要な経営課題と認識しております。

④ 事業発展を支える市場政策と人的資源の確保

当社グループは、多くのステークホルダーから当社グループに対する一層の理解と支持を得るために、現在の経営状況や事業活動のみならず中期的な事業戦略を市場に対して適時適切に伝えるIR活動を充実させることが重要な経営課題と認識しております。

また、既存事業や新規事業を担い成長戦略を牽引する、各事業及びグループ経営の中核人材を確保し、育成することは引き続き重要な経営課題と認識しております。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	事業内容
貿易	中古自動車の仕入れ及び販売
物流	中古自動車の輸出に付随する物流業務
サービス	ディーラーなど事業者向け事業及び金融サービスなど一般消費者向け事業
検査	中古自動車の輸出に付随する検査業務及びニュージーランド国内における自動車の検査業務
オーストラリア	オーストラリア国内における新車販売及び中古自動車の販売・輸入、デジタルサービス事業

(6) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都港区
----	-------

② 重要な子会社

事業区分	会社名
貿易	株式会社日貿 (三重県伊勢市)
物流	Dolphin Shipping New Zealand Limited (ニュージーランド)
サービス	Universal Finance Company Limited (ニュージーランド)
検査	株式会社JEVIC (横浜市鶴見区)
オーストラリア	Autopact Pty Ltd (オーストラリア)

(注) 表中の「会社名」における () 内は、国内子会社については本社所在地、海外子会社については本社所在国であります。

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
貿易	73 (0) 名	6名増 (増減なし)
物流	41 (15)	2名減 (3名増)
サービス	95 (6)	2名減 (6名減)
検査	237 (34)	5名増 (2名減)
オーストラリア	1,860 (63)	- (-)
全社 (共通)	35 (5)	1名減 (1名増)
合計	2,341 (123)	1,866名増 (59名増)

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時使用人数 (人材会社からの派遣社員、パートタイマー等を含む。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、純粋持株会社である当社に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
35 (5) 名	2名増 (1名増)	49.36歳	4.58年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時使用人数 (人材会社からの派遣社員、パートタイマー等を含む。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

③ 企業集団の女性管理職比率

事業区分	女性割合	女性管理職割合
貿易	59.1%	27.3%
物流	29.6%	14.3%
サービス	27.3%	40.0%
検査	23.0%	14.3%
オーストラリア	24.5%	16.7%
全社 (共通)	53.3%	18.8%
合計	26.4%	18.9%

(注) 全社 (共通) として記載されている使用人数は、純粋持株会社である当社に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	26,323
株式会社三菱UFJ銀行	6,862
株式会社三井住友銀行	4,800
株式会社商工組合中央金庫	2,845
株式会社横浜銀行	2,110
フロアプラン融資 注	27,716

(注) 連結子会社であるAutopact Pty Ltdにおける車両仕入用の借入であり、主要な借入先として、Angle finance やNissan Financial Serviceなどを含みます。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年2月1日開催の取締役会において、オーストラリアの自動車総合物流会社Autocare Services Pty Ltd(以下、Autocare社)の株式100%を、当社の100%子会社であるOptimus Group Australia Pty Ltdが取得する株式取得契約の締結について決議し、同日、株式取得契約締結をし、2024年5月1日付でAutocare社の株式を取得完了いたしました。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 **60,000,000株**

(注) 2024年4月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を4株に分割）に伴い、発行可能株式総数は180,000,000株増加しております。

② 発行済株式の総数 **16,238,895株**

(注) 1. 新株予約権の権利行使により、発行済株式数の総数は101,115株増加しております。

2. 2024年4月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を4株に分割）により、発行済株式の総数は48,716,685株増加しております。

③ 株主数 **6,399名** (前期末比655名増)

④ 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
山中 信哉	3,081,770	21.86
ロバート・アンドリュウ・ヤング	2,097,990	14.88
マーティン・フレイザー・マッカラック	2,097,990	14.88
光通信株式会社	680,900	4.83
松井証券株式会社	430,100	3.05
浜本 憲至	183,000	1.29
高橋 新	163,200	1.15
嶋崎 弘之	141,700	1.00
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	109,406	0.77
木下 祥	107,800	0.76

(注) 1. 当社は、自己株式を2,145,943株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要事項
該当事項はありません。

(3) 株式等の政策保有に関する方針

① 上場株式の政策保有

取引関係の維持・発展、業務提携等の事業展開の便益、保有に伴うリスク及び当社の資本コスト等を総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場合に行う。また、上場株式を政策保有する場合には、保有の合理性を精査し、保有の適否を検証し、取締役会に報告する。

② 政策保有する株式の議決権行使

上場株式を政策保有する場合には、当社グループの中長期的な企業価値の向上及び当該株式の発行体の企業価値向上に資するか否かを総合的に判断して議決権を行使する。

(4) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 中 信 哉	株式会社日貿 代表取締役社長
取締役	ロバート・アンドリュー・ ヤ ン グ	株式会社日貿 取締役 Universal Finance Company Limited 取締役
取締役	マーティン・フレイザー・ マ ッ カ ラ ッ ク	Dolphin Shipping New Zealand Limited 取締役
取締役	ジ ョ ン ・ ス タ ー タ リ	Autopact Pty Ltd 取締役
取締役	岩 岡 廣 明	
取締役 (監査等委員・常勤)	長 崎 伸 郎	株式会社日貿 監査役 株式会社JEVIC 監査役
取締役 (監査等委員)	伊 藤 真 弥	西村あさひ法律事務所 パートナー
取締役 (監査等委員)	布 施 伸 章	布施公認会計士事務所 所長 合同会社会計・監査リサーチセンター 代表社員 NFパートナーズ合同会社 代表社員
取締役 (監査等委員)	長 田 太	(一財) 日本気象協会 最高執行責任者

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 長崎伸郎、伊藤真弥、布施伸章及び長田太の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会の体制については次のとおりであります。
委員長 長崎伸郎、委員 伊藤真弥、委員 布施伸章、委員 長田太
なお、長崎伸郎氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 及び使用人等からの情報収集、重要な社内会議への出席並びに内部監査部門との連携を密に図ることにより、監査及び監督機能の実効性を高めるためであります。
3. 当社は、取締役 (監査等委員) 伊藤真弥、長崎伸郎、布施伸章及び長田太を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 (監査等委員) 長崎伸郎氏及び布施伸章氏は以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役 (監査等委員) 長崎伸郎氏は、事業会社で長年にわたり経理業務に従事し、海外グループ会社の経理担当役員を務めたほか、商社の監査役及び社外取締役、保険会社の執行役員を務めました。
 - ・取締役 (監査等委員) 布施伸章氏は長年にわたる監査法人での会計監査業務経験に加え、日本の会計基準の策定に関与し、また公認会計士及び中小企業診断士としての優れた専門性を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額としております。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	5名 (-)	264百万円 (-)	178百万円 (-)	86百万円 (-)	0 (0)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (4)	37百万円 (37百万円)	37百万円 (37百万円)	0 (0)	0 (0)
合計 （うち社外取締役）	9 (4)	301百万円 (37百万円)	215百万円 (37百万円)	86百万円 (-)	0 (0)

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役（監査等委員を除く。）は5名、社外取締役（監査等委員）は4名であります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年4月14日開催の臨時株主総会において、年額10億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年4月14日開催の臨時株主総会において、年額1億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は5名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社では、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、メンバーの過半数及び委員長を独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。同委員会における検討を経て、2021年2月15日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」（以下、「決定方針」といいます。）を決議しました。その後、同委員会における検討結果を踏まえて、2024年2月14日開催の取締役会において同方針の改定を決議しております。

イ. 決定方針の概要

- ・当社は、企業価値の持続的な向上を経営の重要課題のひとつと考えており、コーポレートガバナンス・コードにおいては「役員報酬は企業の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する」ことが求められていることも踏まえ、株主利益に連動した報酬体系として、監査等委員である取締役を除く取締役の2021年7月以降の報酬において、固定報酬に加えて業績連動報酬を導入した。また、2024年2月14日に特別報酬を導入した。

- ・ 監査等委員である取締役は、独立性の観点から、固定報酬のみとする。
- ・ 取締役の年間報酬総額は、2016年4月14日開催の株主総会にて決議された金額の範囲内とする。
- ・ 通常報酬額の水準は、他社の水準、各取締役の職責、従業員給与の水準との比較等を総合的に勘案して決定する。
- ・ 通常報酬は、固定報酬と業績連動報酬の合計額を12か月で均等割りした月例の金額を、毎月支給する。

ロ. 業績連動報酬に関する事項

- ・ 当社の事業の実情に鑑み、業績連動報酬は、①全社（グループ連結）業績に対する評価、②担当部門業績に対する評価、及び③中長期的成長やグループへの貢献を含む活動内容に対する評価の3項目で決定する。
- ・ 全社業績は、親会社株主に帰属する当期利益の前年度計画の達成度、及び親会社株主に帰属する当期利益の当年度計画の前年実績との比較の両要素を勘案して評価する。
- ・ 担当部門業績は、営業利益・持分法による投資利益の前年度計画の達成度、及び営業利益・持分法による投資利益の当年度計画の前年実績との比較の両要素を勘案して評価する。
- ・ 中長期的成長やグループへの貢献を含む活動内容に対する評価は、定性評価による。
- ・ 固定報酬及び業績連動報酬（標準額の場合）の合計に対する業績連動報酬（同）の割合は、職位が上位の取締役ほど大きくする。監査等委員である取締役を除く取締役全体の平均では、概ね3割程度とする。

ハ. 特別報酬

- ・ 将来に亘って恒常的に多額の利益貢献が見込まれる事案を実現、または直接的な利益貢献はなくとも当社グループの運営管理やレピュテーションを画期的に改善・向上する等、企業価値を極めて大きく向上させる事案において多大な貢献があった取締役に、貢献度合いに応じて支給する。

二. 毎年の通常報酬額の決定手続きに関する事項

- ・ 監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の通常報酬額は、取締役会が指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会が決定方針に沿って総合的に検討した結果を取りまとめた答申を得た上で決定する。

ホ. その他の重要な事項

- ・ 前年度以前で大幅な決算修正があった場合、または、取締役本人、担当部門、全社（グループ全体）においてコンプライアンス上の問題が発覚した場合等には、報酬支給の前後にかかわらず、所定の手続きにより、報酬の全額または一部の返還を求めることがある。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

- ・ 当社は、保険会社との間で、当社及び「(3) 重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役及び監査役(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役(監査等委員)伊藤真弥氏は西村あさひ法律事務所のパートナーであります。西村あさひ法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外取締役(監査等委員)布施伸章氏は布施公認会計士事務所の所長、合同会社会計・監査リサーチセンターの代表社員及びNFパートナーズ合同会社の代表社員であります。各社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外取締役(監査等委員)長田太氏は、(一財)日本気象協会 最高執行責任者であります。(一財)日本気象協会と当社の間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役에게期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 長 崎 伸 郎	<p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。経理・内部監査等の管理部門に関する高い知見を活かし、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜、発言を行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査方針及び監査に関する重要事項の協議、監査結果について、適宜、意見交換等を行っております。</p> <p>この他、経営会議、指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、適宜、社外の立場からの客観的な助言、意見交換等を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。</p>
取締役（監査等委員） 伊 藤 真 弥	<p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての企業法務分野における豊富な実務経験と高い専門的知見を活かし、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜、発言を行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査方針及び監査に関する重要事項の協議、監査結果について、適宜、意見交換等を行っております。</p> <p>この他、指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、適宜、社外の立場からの客観的な助言、意見交換等を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。</p>
取締役（監査等委員） 布 施 伸 章	<p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての財務・会計に関する豊富な実務経験と高い専門的知見を活かし、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜、発言を行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査方針及び監査に関する重要事項の協議、監査結果について、適宜、意見交換等を行っております。</p> <p>この他、指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、適宜、社外の立場からの客観的な助言、意見交換等を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。</p>
取締役（監査等委員） 長 田 太	<p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。交通関連の事業、行政、法務及び組織運営に関する高い知見を活かし、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜、発言を行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査方針及び監査に関する重要事項の協議、監査結果について、適宜、意見交換等を行っております。</p> <p>この他、経営会議、指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、適宜、社外の立場からの客観的な助言、意見交換等を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。</p>

(5) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	78
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	78

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社については、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているErnst&Youngのメンバーファームによる監査を受けております。なお、当該メンバーファームにより受けている監査のうち当社グループの連結財務諸表監査に関わる監査報酬等については当社で負担しており、上記当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額に9百万円含まれております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を策定しており、以下はその一部であります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、コンプライアンス規程及び社内会議規程に基づき、コンプライアンスを経営の基本方針と定め、コンプライアンス委員会を設け、コンプライアンスに係る体制を構築し、推進する。
- ・当社は、内部監査室を設置し、当社及び子会社のコンプライアンスの状況及び業務の適正性に関する内部監査を適宜実施する。内部監査室はその結果を、当社の代表取締役社長、取締役会、監査等委員会及び経営会議に報告する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・企業秘密及び個人情報等を管理するため機密情報管理規程、個人情報保護管理規程及び情報セキュリティ管理規程を定め、適正な取り扱いを行う。また、社内外を問わず業務上重要な情報を保存及び管理するため文書管理規程を定める。
- ・取締役会、経営会議その他の重要会議の意思決定、業務執行及び監督の行為に係る記録についても、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社及び子会社におけるリスク管理の推進のため、リスク管理規程及び社内会議規程に基づきリスク管理委員会を設ける。
- ・当社の取締役会、リスク管理委員会等において、当社及び子会社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

④ 当社及び子会社の取締役、使用人等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、職務権限規程及び業務分掌規程に基づき、職務の執行を行い、これらの規程、社内会議規程、グループ会社管理規程、経営計画策定規程等に基づき、適切な審議及び決定を行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、グループ会社管理規程を定めて企業集団各社の重要事項の決定、事業の状況等に関し情報の共有化を図るとともに、企業集団各社が各種規程を整備する等により企業集団全体の内部統制システムを構築し、その有効かつ適切な運用を進める。

⑥ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役又は使用人を置くことを求めた場合における当該取締役又は使用人に関する事項

・監査等委員会はその職務を補助すべき使用人を置く。当該使用人の員数や求められる資質については、取締役会と協議の上決定する。

⑦ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会の職務を補助すべき使用人の評価、異動、懲戒処分等の人事に係る事項の決定には、事前に監査等委員会の同意を必要とする。

⑧ 当社及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等、並びに子会社の取締役及び使用人等は、当社の監査等委員会に対して、重大な法令違反、定款違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した場合には、速やかに報告及び情報提供を行う。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社及び子会社の取締役、使用人等は、通報等の行為を理由として通報者に対する解雇、懲罰、差別等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。また、報復行為を行った取締役及び使用人等に対して、就業規則等の定めに従って処分を科することができるものとする。

⑩ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員がその職務の執行について必要な費用を支払った時は、その債務の処理を速やかに行う。

⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員会は、代表取締役及び取締役との定期的な意見交換、内部監査室との定期的な情報交換、監査等委員会規則、監査等委員会監査基準に基づく会計監査人との定期的な意見及び情報の交換により、相互に緊密な関係を保つ。
- ・ 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他の専門家の意見を聴取することができるものとする。
- ・ 監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の3者の会議「三者打ち合わせ」を開催し、その実効性を高めることにより、情報の共有化、経営の効率化及び監査品質の向上を図る。

⑫ 反社会的勢力排除への対応方針

- ・ 当社及び子会社は、社会的責任、コンプライアンス及び企業防衛の観点から反社会的勢力との関係を遮断することの重要性を十分認識し、企業集団全体として取り組みを実施するために「反社会的勢力排除にかかる基本方針」を定める。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、会社法及び金融商品取引法等の関係法令、株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則、一般に公正妥当と認められる会計基準、コンプライアンス規程、経理規程及び財務規程に基づき、常に投資家の視点に立つとともに、透明性が高く健全な企業経営の実践の一環として、迅速及び正確、並びに適切な会計処理及び開示を行う。また、当社は、金融商品取引法等に基づき、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、内部監査規程及び財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制の整備及び運用（モニタリングを含む。）を行うとともに、その有効性を評価する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び子会社から成る企業集団における「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づく体制の運用状況のうち、主なものは以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの状況の把握と、コンプライアンス違反の防止に積極的に取り組んでおります。当事業年度は、コンプライアンス委員会を2回開催しております。

同委員会では、当社グループのコンプライアンス研修計画を定め、当社及び子会社の役員及び使用人に対して、職場のハラスメント防止、インサイダー取引規制、情報セキュリティ等に関する教育を実施し、コンプライアンスに対する意識の向上と不正の防止に努めております。

また、コンプライアンス違反の未然の防止、早期発見による自浄機能の向上を目的として、コンプライアンス相談窓口を設けております。社内相談窓口の他に、当社の顧問法律事務所を社外相談窓口としております。相談者の希望により、女性担当者も指定できるようにしております。

当社及び子会社における内部監査につきましては、当社の内部監査室において、内部監査計画に基づき実施しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

機密情報管理規程に基づき、総務・IRユニット長が情報管理責任者として、情報の保存及び管理に関する体制整備の推進に責任を負っております。

また、重要な情報の公表及び重要な情報管理に関する規程、規則等の制定は、当社の取締役会の承認を得て行っております。また、当事業年度においても、スキャンデータ格納先における、データの定期的な自動削除や、プリントアウト時のカード認証印刷により資料の置き去りを防止することで、情報漏洩対策を実施しております。

文書管理規程に基づき、取締役会、経営会議その他の重要会議の意思決定の議事録、決裁済み稟議書など業務執行等に関する記録についても、総務・IRユニットで適正に保存及び管理しております。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社グループの事業活動、管理運営又は当社役職員に負の影響を及ぼす可能性がある様々なリスクの管理と、対応策の推進及び統括を行っております。当事業年度は、リスク管理委員会を2回開催しております。

同委員会では、予見されるリスクを洗い出し、当社及び子会社が取り組むべき対策を明確にしております。

また、当社では同規程に基づき、緊急事態が発生した際に、役員ならびに社員の安全を確保しながら当社の事業を適切に継続、運営するために「株式会社オプティマスグループ 事業継続計画」を定めております。

なお諸リスクの低減、除去に向けた取り組みについては、内部監査により確認を行っております。

④ 当社及び子会社の取締役、使用人等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、社内規程により取締役会の決議事項等の意思決定方法を明確に定めており、取締役会（当事業年度に15回開催）、経営会議（当事業年度に24回開催）において、所定の事項を審議し、効率的かつ機動的な経営意思決定を行っております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の経営管理につきましては、経営企画ユニットを中心に関連ユニットが担っております。同ユニットは、経営について子会社における地域の特殊性を考慮し、企業集団全体の経営の適正かつ効率的な運営に資するため、グループ会社管理規程に従い、子会社の経営管理体制を整備及び統括しております。また、子会社は、当社へ事業の状況に関し定期的な報告をし、経営上の重要な意思決定につき、当社の主管部門へ事前に承認申請又は報告を行っております。

また、内部監査室は、当社及び国内外の子会社を含めて定期的な監査を実施しており、法令・社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等について独立・客観的評価を実施しております。

⑥ 当社及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

内部通報規程を制定し、通報窓口としてコンプライアンス相談窓口を設けており、法律事務所、経営企画ユニット、内部監査室及び監査等委員会を社内外の窓口として内部通報制度の活性化に努めております。

⑦ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社では、内部通報規程の定めにより、通報者が不利益を被ることがないように罰則を設け、通報者及び通報内容の個人情報の保護に努めております。

⑧ 当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査等委員4名で構成されており、全員が社外取締役であります。当事業年度において、監査等委員会は14回開催し、監査に関する重要な事項についての報告、協議及び決議を行っております。

当社の監査等委員は、当社の取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会等の重要な社内会議に出席し、また、子会社に対しては、重要な会議等への出席の他、拠点への往査や重要な書類の監査を実施し、業務の執行状況を直接確認しております。

当事業年度に、監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の「三者打ち合わせ」（年4回）を開催する等して、発見事項や課題を共有するなど、監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の監査との連携を図ること、監査の実効性を高めております。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

当社は、企業としての社会的責任を果たし、当社、子会社、その他利害関係者等が被害を受けることを防止し、反社会的勢力を当社及び子会社の一切の取引から排除するために、反社会的勢力対策規程を定め、管理体制を整備しております。

当社及び子会社において不当要求防止責任者を選任し、外部情報の収集体制及び内部連絡体制を構築しております。

当社は、当社及び子会社での反社会的勢力に関する一元的な情報管理及び蓄積をすすめております。新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としているほか、反社会的勢力排除を目的とした事前調査を行っております。

また、使用人等に対する不当要求についての対応指導及び教育を行っております。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制の整備

当社では、決算統括ユニットをはじめとして財務報告を迅速かつ正確に行うことのできる体制を構築しております。当社の各ユニットは自らの業務の遂行に当たり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めております。

また、財務報告に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合には決算統括ユニットへ通知され、関連ユニットと協議のうえ、適正に財務報告を行うことができる体制の構築を行っております。

内部監査室は、内部監査規程及び財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、財務報告の信頼性が確保されているかを内部統制の観点から検証し、重要な不備がないことを確認しております。

4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業投資による企業価値向上と、配当による株主還元をともに経営上の重要課題の一つと位置付けております。

配当につきましては、安定的な事業収益からの株主還元を確保しつつ、安定的な財務基盤の維持と新たな成長のための投資を勘案し、当面は連結配当性向30%程度を目安とする方針であります。

また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当及び期末配当を行うことができる旨を定款に定めており、中間配当を行う基準日は毎年9月30日、期末配当を行う基準日は毎年3月31日であります。

毎事業年度における配当の回数につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行う方針であります。

自己株式の取得につきましては、資本効率の向上を図り、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の方針に鑑み、安定的な事業収益からの株主還元の観点を踏まえ、2024年5月15日の取締役会決議により1株当たり40円とさせていただきます。すでに2023年12月4日に実施済みの中間配当金1株当たり30円とあわせまして、年間配当金は1株当たり70円となります。

内部留保資金の使途につきましては、将来のM&A等による事業展開、設備投資等に役立てたいと考えております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	90,711
現金及び預金	16,229
売掛金及び契約資産	21,757
販売金融債権	11,434
棚卸資産	33,171
短期貸付金	3,446
その他	4,859
貸倒引当金	△188
固定資産	46,867
有形固定資産	19,631
建物及び構築物	2,206
機械装置及び運搬具	2,004
土地	1,212
リース資産	12,352
その他	1,856
無形固定資産	25,603
のれん	22,433
その他	3,170
投資その他の資産	1,631
投資有価証券	317
繰延税金資産	682
その他	648
貸倒引当金	△17
資産合計	137,578

科目	金額
負債の部	
流動負債	99,105
買掛金	3,068
短期借入金	82,807
1年内返済予定の長期借入金	2,522
未払法人税等	694
賞与引当金	173
有給休暇引当金	1,807
その他	8,031
固定負債	15,347
長期借入金	3,284
繰延税金負債	799
退職給付に係る負債	257
リース債務	10,634
その他	371
負債合計	114,453
純資産の部	
株主資本	18,512
資本金	479
資本剰余金	2,521
利益剰余金	16,253
自己株式	△741
その他の包括利益累計額	1,046
為替換算調整勘定	1,046
非支配株主持分	3,566
純資産合計	23,125
負債純資産合計	137,578

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		123,934
売上原価		103,511
売上総利益		20,422
販売費及び一般管理費		13,533
営業利益		6,889
営業外収益		
受取利息	237	
保険解約返戻金	5	
持分法による投資利益	15	
その他	194	452
営業外費用		
支払利息	1,124	
支払手数料	325	
為替差損	638	
その他	19	2,106
経常利益		5,235
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産除売却損	9	9
税金等調整前当期純利益		5,228
法人税、住民税及び事業税	2,044	
法人税等調整額	76	2,121
当期純利益		3,107
非支配株主に帰属する当期純利益		252
親会社株主に帰属する当期純利益		2,854

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	452	2,485	14,244	△741	16,440
当期変動額					
新株の発行	26	26	－	－	53
剰余金の配当	－	－	△840	－	△840
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	2,854	－	2,854
自己株式の取得	－	－	－	△0	△0
連結範囲の変動	－	－	△6	－	△6
その他	－	8	－	－	8
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	26	35	2,008	△0	2,071
当期末残高	479	2,521	16,253	△741	18,512

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	431	431	415	17,287
当期変動額				
新株の発行	－	－	－	53
剰余金の配当	－	－	－	△840
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	2,854
自己株式の取得	－	－	－	△0
連結範囲の変動	－	－	－	△6
その他	－	－	－	8
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	615	615	3,151	3,766
当期変動額合計	615	615	3,151	5,838
当期末残高	1,046	1,046	3,566	23,125

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	25,086
現金及び預金	7,098
関係会社短期貸付金	16,034
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	1,736
その他	216
固定資産	37,706
有形固定資産	24
建物	20
その他	3
無形固定資産	88
ソフトウェア	8
ソフトウェア仮勘定	79
投資その他の資産	37,593
投資有価証券	72
関係会社株式	21,642
関係会社長期貸付金	15,621
繰延税金資産	27
差入保証金	194
その他	35
資産合計	62,792

科目	金額
負債の部	
流動負債	53,938
短期借入金	49,600
1年内返済予定の長期借入金	2,362
関係会社短期借入金	1,843
未払金	57
未払費用	33
賞与引当金	19
その他	23
固定負債	2,179
長期借入金	2,121
退職給付引当金	19
その他	38
負債合計	56,118
純資産の部	
株主資本	6,674
資本金	479
資本剰余金	5,184
資本準備金	1,662
その他資本剰余金	3,521
利益剰余金	1,752
その他利益剰余金	1,752
繰越利益剰余金	1,752
自己株式	△741
純資産合計	6,674
負債純資産合計	62,792

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
関係会社配当金収入	350	
関係会社経営指導料収入	916	1,266
営業費用		
一般管理費		1,128
営業利益		137
営業外収益		
受取利息	182	
受取賃料	8	
為替差益	181	
その他	23	396
営業外費用		
支払利息	371	
支払手数料	325	
その他	4	700
経常利益		△166
税引前当期純利益		△166
法人税、住民税及び事業税	△122	
法人税等調整額	△2	△124
当期純利益		△41

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	452	1,635	3,521	5,157	2,634	2,634
当期変動額						
新株の発行	26	26	－	26	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	△840	△840
当期純利益	－	－	－	－	△41	△41
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	26	26	－	26	△882	△882
当期末残高	479	1,662	3,521	5,184	1,752	1,752

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△741	7,502	7,502
当期変動額			
新株の発行	－	53	53
剰余金の配当	－	△840	△840
当期純利益	－	△41	△41
自己株式の取得	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△828	△828
当期末残高	△741	6,674	6,674

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

株式会社オプティマスグループ
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡辺 力夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西口 昌宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オプティマスグループの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプティマスグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示するこ

とにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

株式会社オプティマスグループ
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡辺力夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西口昌宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オプティマスグループの2023年4月1日から2024年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内

部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月27日

株式会社オプティマスグループ 監査等委員会

監査等委員（常勤） 長崎 伸郎 ㊞

監査等委員 伊藤 真弥 ㊞

監査等委員 布施 伸章 ㊞

監査等委員 長田 太 ㊞

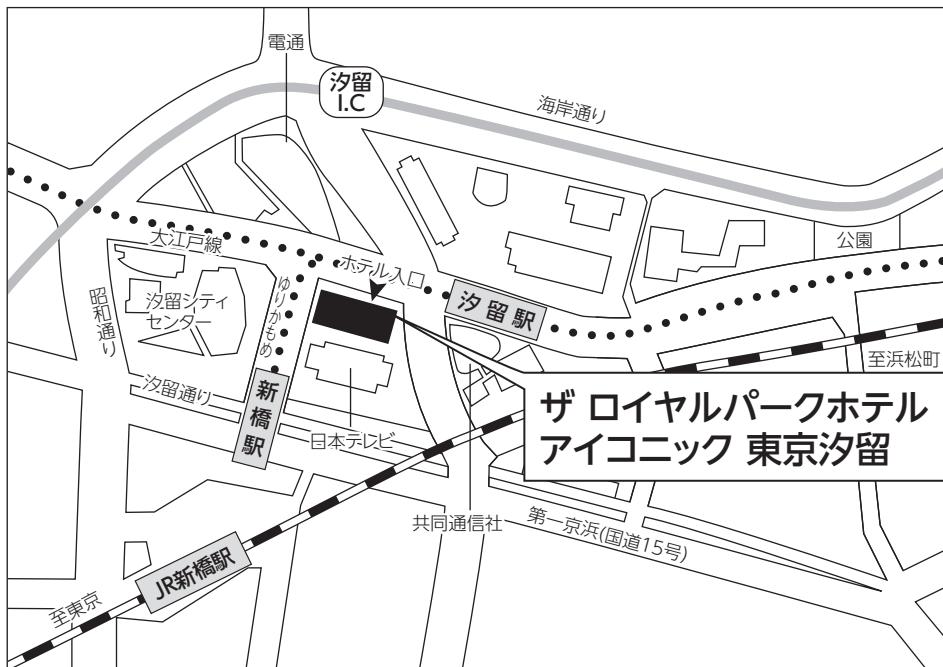
(注) 監査等委員4名全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区東新橋一丁目6番3号
ザ ロイヤルパークホテル アイコニック 東京汐留 25階「しおさい」

電話：(03) 6253-1111 (代表)



(会場への交通機関)

J R新橋駅汐留口より徒歩 3分
都営地下鉄浅草線新橋駅より徒歩 3分
都営地下鉄大江戸線・ゆりかもめ汐留駅より徒歩 1分
東京メトロ銀座線新橋駅より徒歩 5分

(お願い)

当日の受付は25階の会場受付で行います。
ご来場の際しましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。また、議決権行使書
をご持参くださいますようお願い申し上げます。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。